

お知らせ

有権者として登録すること

下記の条件を備えていれば、有権者として登録することができます：

- 18 歳以上であること;
- 香港永久居住者であること; および
- 通常に香港に住んでいること。

申請書の提出期限：

新規登録: 2024 年 6 月 2 日まで

個人情報の変更: 2024 年 6 月 2 日まで

有権者（房屋署の公共賃貸住宅の正規入居者、または香港房屋協会の補助住宅を賃貸している登録入居者を除きます）は、新規有権者の登録申請書または登録住所の変更届を届け出る際に、住所証明書類を提出する必要があります。

住所証明の要件については、下記のリンクをご参照ください:

<https://www.reo.gov.hk/en/voter/ap.htm>

申請書は下記の場所で入手できます：

少数民族のための支援サービスセンター

- HOPE センター（ワンチャイ）

- CHEER センター (クントン)
- HOME センター (ヤウ・チム・モン)
- HOME 副センター (シャムシユイポー)
- LINK センター (クワイツィング)
- ONE センター (トゥエンムン)
- YLTH センター (ユエン・ロン)
- TOUCH 副センター (トンチョン)

政府およびその他の事務所

- 選挙事務処 (REO)
- 各地区民政事務処及び公営住宅の管理事務所
- 有権者登録ウェブサイト (www.vr.gov.hk) からダウンロードすることもできます。

申請書の提出方法

申請書に記入して署名したら、以下の方法で選挙事務処までお送りください：

- (1) 郵便で (郵送先: 13/F, Kowloonbay International Trade & Exhibition Centre, 1 Trademart Drive, Kowloon Bay, Kowloon);
- (2) ファックスで (ファックス番号: 2891 1180);
- (3) Eメールで (Eメールアドレス: form@reo.gov.hk); または
- (4) 申請書のスキャンしたファイルおよび住所証明書類を選挙事務所のオンラインアップロードプラットフォーム (www.reo-form.gov.hk) にアップロードします。

有権者は、真実かつ正確な情報を提出しなくてはなりません。選挙管理委員会の規定により、有権者登録のために故意にまたは不注意でも虚偽や誤解を招く情報（虚偽の住所など）を選挙事務処に届け出た人は、法律に違反することになります。その後、その人が選挙で投票した場合は、選挙（腐敗及び不法行為）条例（第 554 章）にも違反することになります。